

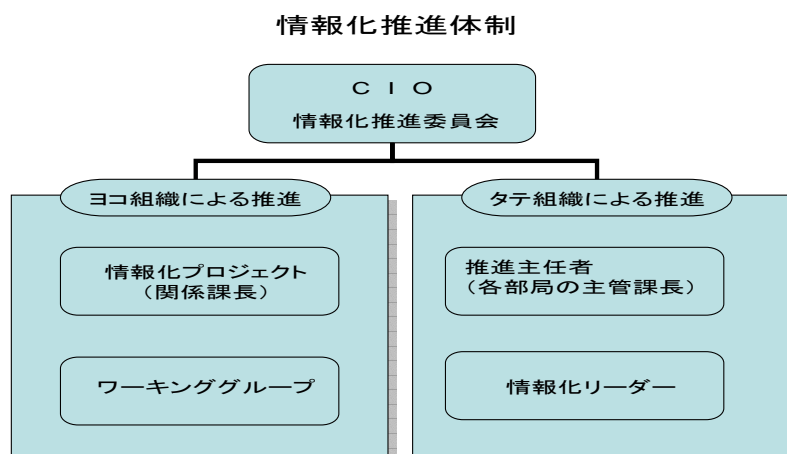
6.1 情報化計画推進体制の確立

行政情報化あるいは地域情報化について、組織的に推進するためには、強いリーダーシップが発揮できる庁内の推進体制が必要となります。また、ICT化が進展するに伴い、セキュリティ強化の必要性や高度なICT対応機能の向上が求められるため、当該機能を担当する組織についても充実する必要があります。

6.1.1 行政情報化推進体制

行政情報化は、各部署における様々な業務の情報化が必要であり、単に情報推進担当課だけでの対応では難しく、各部署が主体的になった取組みが必要です。したがって、全庁的に管理する横断的な推進体制の構築が必要であることから、市長あるいは助役などたるべき役職者がCIO（Chief Information Officer 情報化統括責任者）となり、CIOを委員長とする情報化推進委員会を設置し、強力なリーダーシップの下、スピーディーな施策づくりを進める必要があります。

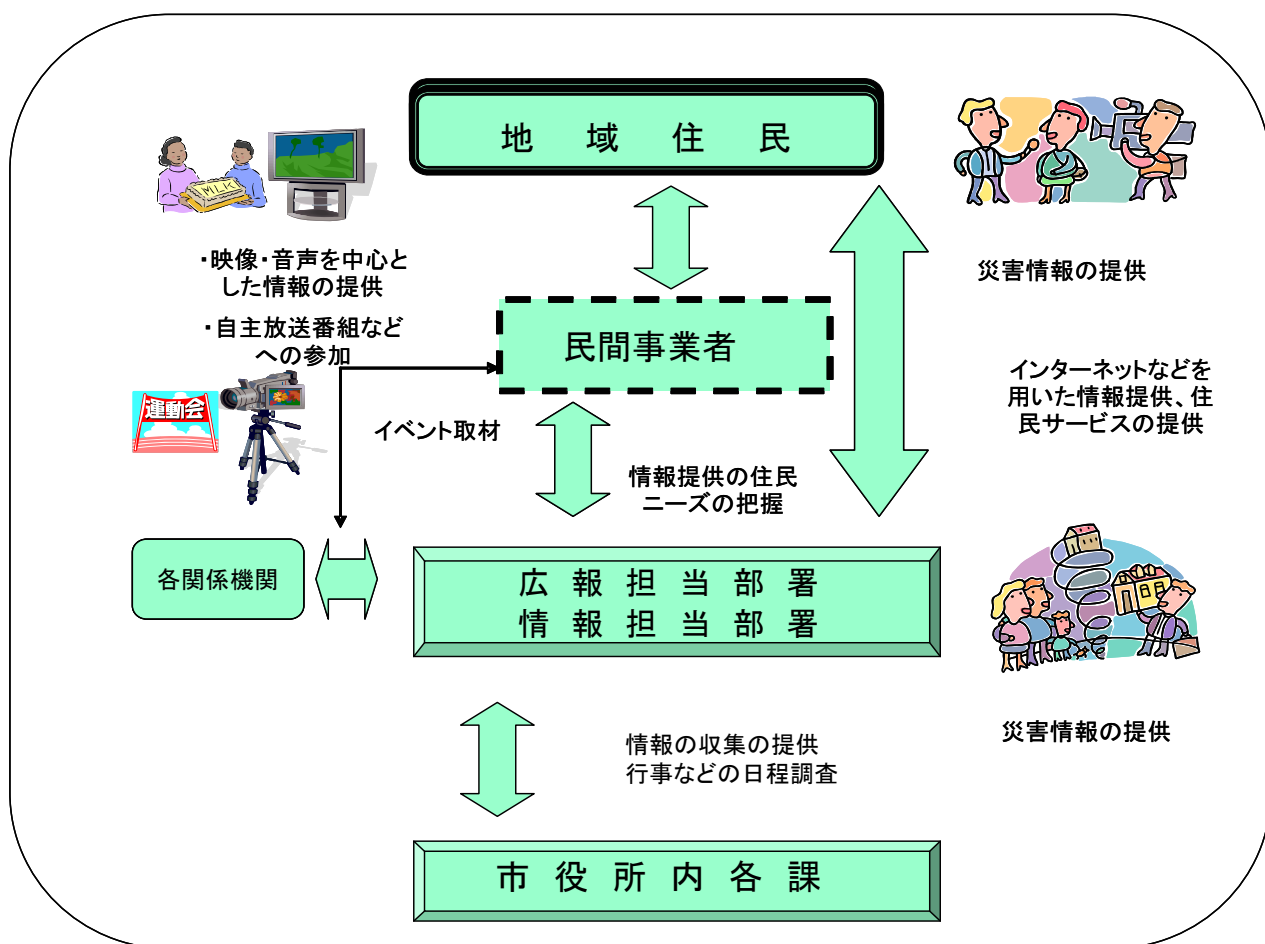
また、この委員会のもと、情報化プロジェクト、ワーキンググループからなる研究・調査グループとそれをサポートする情報化推進事務局から構成された組織体制の充実も必要です。



6.1.2 地域情報化推進体制

行政機関相互の連携に加え、NPOや地域の各種団体などとの連携も積極的に図りながら、地域全体の情報化の推進に取り組んでいく必要があり、行政・地域住民・学識経験者・民間企業等から組織する委員会の設置についても検討していくことが望ましいと考えられます。

また、加入者系については、民間事業者により展開することとした場合、例えば自主放送番組などを用いて住民への情報提供を図るため広報の専門部署を設け、民間事業者との連携、行政内部の調整、関係機関との連携を図る必要があります。



6.2 情報システムの管理運営体制

情報システムを運営していくことは、上下水道や電気と同じように半永久的にサービス提供をしていくことになるうえ、今後は、地域住民に対して上下水道や電気以上に、多種多様で価値のあるサービスを提供していくことです。そのためにも運営は万全の体制で取り組むべきであり、担当部署だけでなく職員全員を含めた行政全体がICT推進の必要性、重要性を理解し、適正な体制整備を行う必要があります。

また、「システム運用管理（オペレーションなど）」や「ネットワーク保守（障害や不正アクセスの監視と迅速な対処）」など、各種情報システムや地域公共ネットワークの運用については、専門的なノウハウが必要であり、職員の運用管理負担の軽減と外部の専門技術ノウハウの活用を図るため、「外部委託（アウトソーシング）」を推進していくことが重要です。

6.3 情報化推進に向けた留意点

当地域における地域情報化施策の振興方策、情報通信基盤の検討をしてきましたが、行政を取り巻く環境や情報システムを取り巻く技術動向、コスト面等、不透明な要因が多いのも事実です。これらの問題点は地域住民も含め情報化の議論を進めていくなかで、継続して検討を図っていく必要があり、今後の課題として以下に列記します。

① サービスの広域展開

アプリケーションサービスの展開については、近隣市町村と広域展開を図ることが効率的なサービスと市単独で取り組まざるをえないサービスとがあります。各提供サービスの必要性を踏まえたうえで広域展開と単独展開を見極めるとともに、運営費の軽減という見地からも広域展開を前向きに検討していく必要があります。

② サービスの段階的整備

情報システムにより提供できるアプリケーションサービスは多様なものがあり、当初からの過剰なサービス提供は、運営の支障になりかねません。また、提供するアプリケーションサービスのメニュー及びそれによって提供されるコンテンツにより、地域住民の受ける利益、利便性の向上の程度は大きく影響を受けることとなります。行政として取り組むべきサービスかどうか、技術動向、コスト面及びスタッフの体制等を総合的に判断し、住民ニーズの高い『気象情報（災害情報など）』や『役所、学校その他各種団体の情報』、及び『成人病・老人病などの予防医学情報や育児・健康・保険・福祉情報』等を優先的に取り組む必要があります。

③ 人材の育成

情報システムをより多くの住民に利用してもらうためには、提供する情報の内容を充実させるだけでなく、継続的な更新が必要となります。また、システムが常に正常に稼働するための日常的なメンテナンスも必要になるだけでなく、地域住民全体が、常に情報化に関心を持ち続ける組織、体制づくりを地域が一体となった人材の育成が必要です。

④ 人権・プライバシーの保護等

本計画のサービスには、保険・医療・福祉システムのデータベース構築などに代表されるように、人権や個人プライバシーにかかわる情報を扱うサービスが多くあります。このため、基本的人権を尊重するためにも、個人を侵害するような情報収集、分析、提供を行わないことはもちろんのこと、これらの個人情報の漏洩や、第三者による不正利用については、十分に留意し運用にあたる必要があります。

⑤ 受益者負担の軽減

CATVを整備した場合は、受益者に相応の負担が生じることになりますが、行政からのお知らせ、防災情報の提供など、公的な要素が多く含まれるため、住民への情報の周知徹底の観点からも、少しでも加入者を得られるよう、CATV事業者と協議しながら、加入しやすい環境を整備していく必要があります。

⑥ 高齢者等への対応

住民ニーズ調査結果からパソコン保有の有無を調べると、65.3%の家庭で保有していることがわかります。しかし、高齢化社会が進んでいる本市では、今後高齢者等が情報化の恩恵から取り残されてしまいます。広く公平に情報提供をする必要性から、高齢者を対象としたIT講習会や情報弱者が見るためのホームページ作成の支援を展開していく必要があります。

⑦ 情報セキュリティへの取組み

住民が安心して情報通信技術社会の恩恵を享受できるようにするためには、情報資産の保全を目的とした情報セキュリティへの取組みが重要です。この取組みを組織的に行うための基本方針である情報セキュリティポリシーを継続的に運用していくとともに、行政機関の資産であると同時に住民の資産でもある市の情報データベースを不正やトラブルによる情報の漏えい、改ざん、消失等の情報リスクから守る取組みを行っていく必要があります。

また、今後の情報通信技術社会で安心して住民が利用できるためのセキュリティ人材の育成を併せて行っていく必要があります。